

# 船舶事故調査報告書

令和4年1月26日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和3年5月28日 17時20分ごろ
発生場所	鹿児島県南さつま市秋目漁港西方沖 片浦港灯台から真方位176°3.9海里（M）付近 （概位 北緯31°21.4′ 東経130°11.4′）
事故の概要	遊漁船第三よし丸は、東進中、また、シーカヤック（船名なし）は、東進中、両船が衝突した。 シーカヤック（船名なし）は、漕手が負傷し、右舷船尾部に擦過傷を生じ、また、第三よし丸は、左舷船首部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和3年6月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 第三よし丸、4.7トン KG3-45082（漁船登録番号）、個人所有 11.10m（Lr）×2.80m×0.84m、FRP ディーゼル機関、213.3kW、平成5年8月10日 第292-37554号（船舶検査済票の番号） B シーカヤック（船名なし）、重量約35kg なし、個人所有 約3.51m×約0.84m×約0.45m、ポリエチレン 機関なし、不詳
乗組員等に関する情報	A 船長A 76歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年2月7日 免許証交付日 令和2年11月30日 （令和8年3月7日まで有効） B 漕手B 62歳 操縦免許 なし
死傷者等	A なし B 重傷 1人（漕手B）
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 右舷船尾部に擦過傷

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 南東、風力 5、視界 良好 海象：波高 約1.5m</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客2人を乗せ、遊漁の目的で、令和3年5月28日06時00分ごろ、南さつま市沖秋目島<sup>おきあきめ</sup>南方の釣り場へ向けて秋目漁港を出港した。</p> <p>A船は、16時30分ごろから風が強くなり波も高くなってきたので、船長Aが、帰航することとし、釣り客に釣具の収納を指示したのち、操舵室左舷側の操縦席に腰掛けて、手動操舵で、レーダーをヘッドアップ、レンジを1Mとして表示させ、約5ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で東進を開始した。</p> <p>本船は、沖秋目島南方沖で、釣り客が釣具の収納を完了したので、船長Aが、船首方に他船がないのを目視で確認し、速力を約15knに増速し、船首が浮上して船首方に死角ができる状態であったが、風が強く、波も高かったので、出航している小さな船はないと思い、船首方の死角を補う措置を採ることなく、東進を続けた。</p> <p>船長Aは、17時20分ごろ、A船が秋目漁港西方沖で流木に当たったような衝撃を感じ、主機を停止して周囲を見回したところ、操舵室の後部甲板にいた釣り客から船尾方の海面上にB船と漕手Bを発見したことを聞き、B船と衝突したことが分かった。</p> <p>船長Aは、A船を回頭して漕手Bの救助に向かい、右舷前部甲板から救命浮環を投入して漕手Bに捉まらせ、釣り客と協力して甲板上に引き上げようとしたが、引き上げられず、A船の右舷前部に舷側から救命胴衣を吊り下げのような状態で、主機を後進にかけて、秋目漁港に向かった。</p> <p>船長Aは、携帯電話で家族に本事故の発生を伝え、秋目漁港まで来援を要請するとともに救急車の要請を行った。</p> <p>船長Aの家族は、所属する漁業協同組合に本事故の発生を連絡するとともに救急車の手配を依頼して秋目漁港へ向かった。</p> <p>連絡を受けた漁業協同組合担当者は、救急車を要請し、市の消防本部から海上保安庁へ本事故の発生が通報された。</p> <p>B船は、1人乗りのシーカヤックで、漕手Bが乗り、秋目漁港沖で釣りを目的で、13時00分ごろ同港を出発した。</p> <p>漕手Bは、秋目漁港沖で釣り場を変えながら釣りをしていたが、17時00分ごろ南東からの風が強まり、波も高くなってきたので帰港することとし、秋目漁港に向かってパドルを操作して東進を開始したところ、船尾方約500mからA船が近付いてくるのを認めたが、A船が避けてくれると思い、同じ針路で東進を続けた。</p> <p>漕手Bは、近付いてくるA船の音が大きくなってくるので、船尾方を見たところ、A船を認め、正船尾方約50mの距離になっても、B船を避航する様子がなく接近するので、間近に迫ったA船の危険を感</p>

	<p>じ、B船の針路を変えようと右舷方に回頭したとき、B船の右舷船尾部にA船の船首部が衝突して海中に投げ出された。</p> <p>漕手Bは、海上に浮いていたところ、A船に救助され、秋目漁港に運ばれ、A船が秋目漁港内に着岸したのち、来援した漁業協同組合員により、岸壁上に引き上げられた。</p> <p>漕手Bは、救急車及びドクターカーで病院へ搬送され、右腰椎横突起骨折、右第十二肋骨骨折及びこう腹膜血腫と診断された。</p> <p>B船は、後日A船の僚船に発見され、秋目漁港に運ばれて陸揚げされた。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 A船操舵室からの見通し状況、写真3 B船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、A船が約15knの速力で航行中、操舵室左舷側の操縦席に腰を掛けた姿勢で船首方を見たとき、船首が浮上して正船首右舷約15°から左舷約10°までの範囲で水平線付近が見えない状況となるので、ふだん、船首を振ったり、減速して船首方を確認しながら操船していた。</p> <p>船長Aは、本事故当時、波高が約1.5mあったので、沖秋目島南方沖で船首方を確認した際、シーカヤックを見つけられなかったと本事故後に思った。</p> <p>漕手Bは、出発前に気象を確認した際、15時以降に風が強くなる情報を得ていたものの、15時00分ごろはまだ風が弱く、大丈夫だと思って釣りを続けていたが、16時30分ごろから風が急に強くなり、波が高くなってきたので、帰る判断が遅かったと本事故後に思った。</p> <p>漕手Bは、固型式救命胴衣を着用していたが、笛などの注意を喚起できる有効な音響信号器具や発煙筒を持っていなかった。</p> <p>漕手Bは、約10年前から月に2回程度、B船を使って釣りをしており、今までは漁船がB船を避けており、本事故時も、A船がB船に気付いて避けて行くと思った。</p> <p>漕手Bは、ふだんB船に竿を立てて旗の目印等を掲げていたが、出港時に視界が良かったので、旗を掲げていなかった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A あり、B なし</p> <p>A あり、B あり</p> <p>A船は、風が強く、波高が約1.5mの状況下、船首浮上により死角がある状態で秋目漁港西方沖を東進中、船長Aが、前路に航行の支障となる小さな船はいないと思い、同じ針路速力で航行したことから、前路で東進中のB船に接近していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p>

	<p>船長Aは、風が強く、波も高かったことから、出航している小さな船はいないと思ったものと考えられる。</p> <p>B船は、秋目漁港西方沖を東進中、漕手Bが、A船がB船を避けてくれると思い、東進を続けたことから、間近に迫ったA船の危険を感じ、B船の針路を急いで変えようと右舷方に回頭したものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、風が強く、波高が約1.5mの状況下、秋目漁港西方沖において、A船が船首浮上により死角がある状態で東進中、B船が東進中、船長Aが、前路には航行の支障となる小さな船はいないと思い、同じ針路速力で航行し、また、漕手Bが、A船がB船を避けてくれるものと思い、東進を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、船首方に死角がある場合、前路上に航行の支障となる他船はいないと思わず、船首を左右に振るなどして死角を補い、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。</li> <li>・ 船長は、常時船首方の視界を確保するため、視線を高くした姿勢を取る等の措置を採ること。また、船舶所有者は、新たに船舶を建造する場合には、その設計、建造に際し、できる限り船首方の視界を確保することに留意すること。</li> <li>・ パドル操作で移動するシーカヤックは、機走する船舶とは大きな速力差があるので、漂泊中に接近する他船を認めた場合、自船を避けてくれると思わず、速力差を考慮して早期に接近する他船の船首方向から移動して衝突を回避する措置を採ること。</li> <li>・ シーカヤックは、竿を立てて旗等の目印を掲げ、また、注意を喚起できる有効な音響信号器具等を備えておくことが望ましい。</li> <li>・ シーカヤックは、波が高くなる前に早めに帰港すること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図



写真1 A船



写真2 A船操舵室からの見通し状況

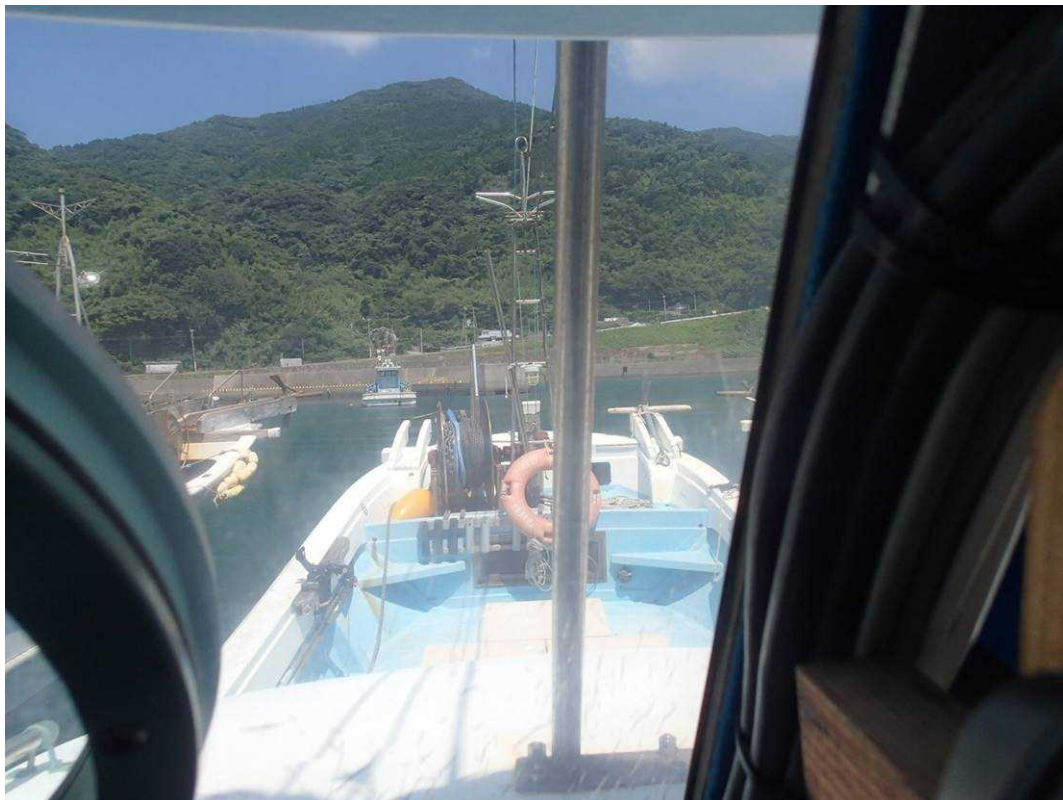


写真3 B船

